甲が乙に対して著作権侵害を主張するためには、当該ランタンが著作権法上の「著作物」 に該当する必要があり、特に「著作物性(創作性)」が認められるかが重要となる。また、 ランタンが実用品であることから、著作権法による保護が制限される可能性も考慮する必 要がある。

甲のランタンが著作物として認められるためには、創作性があり、芸術性が一定程度認められる必要がある。

まず、写真にある甲のランタンが単に伝統的な和紙ランタンの形状や模様を踏襲したものにすぎない場合、それは既存の意匠と大きな差異がないと判断され、著作物としての創作性が認められない可能性が高い。

そして、もしランタンが独創的なデザインであっても、単なるパターンの組み合わせや ありふれた装飾にすぎない場合、芸術性がないと判断され、著作権での保護は難しい。

次に、実用品としての機能性の観点から考える。まず、ランタンは、「光を灯す」という機能を持つ実用品であり、甲のランタンの形状や構造が主に機能的要請に基づいて決定されているのならば、著作権での保護は難しくなる。しかし、「完全に装飾的なデザイン」であり、美的表現が主体であれば、著作権保護の可能性は高くなる。

よって、写真にある甲のランタンが主に実用性を重視したデザインである場合、著作権の 保護を受けることは難しい。

つまり、写真の和紙ランタンが単なる実用品の形状ではなく、伝統的なデザインの範囲を超えた独自性の高い創作であり、美術工芸品としての芸術性を備えていると判断された場合には、著作物性が認められる可能性が高い。そうであれば、著作権侵害を主張し、販売差し止めや損害賠償請求が可能となることがある。

一方、写真のランタンが和紙ランタンとして一般的に存在するデザインの範囲にとどまり、ランタンの形状やデザインが機能性要請に基づく場合は、著作権の保護対象とならず、乙に対して著作権侵害を主張することは難しくなる。

主観的に判断すると、写真のランタンは独創的なデザインで著作物性があり、機能性が強い単なる実用品としての役割ではなく、美術工芸品としての芸術性を備えていると思われるので、著作権侵害を主張することができるのではないかと考える。

- 2 特許の要件 8つ以上
- 1. 発明性
- ・発明であることが必要。単なる発見や自然法則ではなく、技術的なアイデアや方法が 含まれている必要がある。
- 2. 産業上利用性
- ・産業で利用できること。理論や抽象的な概念ではなく、実際の技術として活用可能で なければならない。
- 3. 新規性
- ・これまでに公開されていないこと。特許出願前に公知となっていた場合、新規性がないと判断される。しかし、学会や論文などで自ら公表してしまった場合、他人が勝手に公開した場合や、国指定の特定の展示会で公開した場合などは、新規性の喪失の例外が適応されることがある。
- 4. 進歩性
- ・既存技術から容易に考え出せないこと。単なる組み合わせや改良ではなく、新しい技 術的な工夫が必要。
- 5. 明確性
- ・ 発明の内容が明確に記載されていること。特許請求の範囲 (クレーム) があいまいではなく、誰が読んでも技術内容が理解できる必要がある。
- 6. 出願人適格を満たす
- ・適格な出願人であること。発明者本人または適切に権利を引き継いだ者(企業など) が出願しなければならない。
- 7. 先願である
- ・他の誰よりも先に出願していること。特許制度では「先願主義」が採用されており、 最初に出願した者が権利を得る。
- 8. 公序良俗違反ではない
- ・社会の倫理や法律に反しないこと。例えば、人のクローン技術や犯罪の助長につなが る技術は特許にならない

